

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年 6 月 5 日から令和元年 6 月 2 6 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境保全課及び環境業務課

(2) 対象期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 業務委託変更契約書において、変更による委託金額は、増減額分を記載すべきところを、変更後の額が記載されていた。

(イ) 業務委託料の変更を協議しているにもかかわらず、西尾市業務委託契約約款第 9 条に定める書面が作成されていなかった。

(ウ) 契約金額を変更する際の変更契約額は、変更設計書を作成し、請負率を乗じた額で設定すべきところ、受託者の見積金額により変更契約額を設定しているものがあつた。

(エ) 収入印紙の貼付もれがあつた他、印紙税額に誤りがあつた。

(オ) 契約書に、履行の遅滞、その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金に関する事項及び契約締結伺いに、契約保証金免除に関する記載がないものがあつた。

(カ) 5 0 万円を超える契約において、予定価格が定められていないものがあつた。

(キ) 契約締結伺いにおいて、1 者随意契約の正当な理由が不明確なものがあつた。

イ 鳥獣捕獲等申請に関する事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律施行規則第7条第2項に定める捕獲等又は採取等の方法を、具体的に明らかにした図面等の添付がない鳥獣捕獲等許可申請書が散見された。

(イ) 同施行規則同条第15項において、許可証又は従事者証は返納しなければならないと規定されているが、許可証の返納がないものが散見された。また、許可証を亡失したときは、同条第13項に規定されている許可証亡失の届出をしなければならないが、届出のないものがあった。

(ウ) 指定猟法禁止区域になっている箇所があるにもかかわらず、その旨が申請書に記載されていないものがあった。また、許可証においても区域や条件等の記載欄に、これらに関する事項の記載がないものがあった。

ウ 公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

エ 図書カードについて、受払簿の作成がされていなかった。受払簿を作成し、確実な管理体制を構築されたい。

オ 要綱の制定、廃止若しくは一部改正をしたにもかかわらず、総務課長に報告し登録していなかった。西尾市要綱等制定基準により、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

カ 臨時職員の年次休暇日数を誤っているものがあった。臨時職員の雇用等に関する取扱要綱により、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

キ 個人情報の管理において、保有するすべての個人情報ファイルの把握がされておらず、最新のファイル簿を作成していなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例等を遵守した事務を遂行されたい。

ク 文書保存において、文書目録の整理がされておらず、適正な管理がされていなかった。西尾市文書取扱規程に則った文書処理事務を遂行をされたい。

(2) 環境業務課

なし